第3回「共働事業提案制度検討部会」議事録要旨

1. 開催日時

平成19年9月7日(金)10:00~12:00

2. 場 所

福岡市役所15階 第5特別会議室

- 3. 議 題
 - (1) 開 会
 - (2) 審議等
 - (3) 閉 会
- 4. 出席委員

加留部委員、白川委員、十時委員、森田委員、山崎委員、吉田委員

5. 傍聴者数

なし

6. 議事概要

(部会長)報告書骨子(案)について意見・質問をお願いします。

- (委員)公共サービス・公益サービス・行政サービスの違いはなにか。 各語の定義、使い分けはしているのか。行政がやるべきサービスが公共サービスではないのか。
- (委員) 行政が絶対しなくてはいけないのが行政サービス、みんなのためにということでは企業が実施するもの全ても公共サービスなのでは。
- (委員)事務局では意識して使い分けているのか。
- (事務局) 広い意味で共働を述べているので公共サービスを使用している。市民サービス は行政と公益活動の中での市民に対するサービスという意味で使っている。条 例上の公益活動といういのは広く一般の方への公益サービス。そういう使い分 けで報告書はまとめている。
- (部会長) インフラにかかわる公益事業も民間で活動している業態もある。行政サービスと公益サービスを含めて公共サービスなのでは。企業サービスの中にも公益的要素を含んだものもある。全部包括すると公共サービスになる。
- (委員) N P O が行う事業は、理屈上では全て共働事業で提案できるのか。NPO の全ての事業は共働で提案できるのではないか。
- (委員) NPO 側の提案は行政サービスに近い範囲の提案が多くて、行政は民間に任せたい 事業が多いのではないか。
- (委員)審査では共働事業に値するのかが重要である。
- (委員) 骨子3ページの対象事業で「公益性が高い事業で、市と共働で取り組む事業」

- というのは取り組むメリットがある事業ということか。
- (事務局) 誰に対するメリットか。
- (事務局) 受益者である市民にメリットがあるという意味。
- (部会長) メリットという意は「取り組む必要性がある」ではどうか。
- (委員)取り組む必要性があると入れなければ応募の手続きにはなじまないのではないか。応募資格に関して NPO 法人とするというのはいいが、福岡市内に事務所を置く等の資格は考えているのか。全国的に活動している団体・市外に事務所を置く団体でも応募資格はあるのか。
- (事務局) 市内に主たる事務所を置く・市内で主に活動している団体をイメージしている。 NPO 活動補助金の対象団体に順じている。
- (委員)前回の部会で出た複数団体での共同提案は加えなくていいのか。市内に主な事務所を置いている団体とそうでない団体が共同提案してくるというのは考えられないか。実際に応募があった場合に誰がどう判断するのか。
- (事務局)複数団体での提案に関しては資料4頁「提案の提出」に明記している。制度の 細かい部分については今後制度設計に入ってから考えたい。
- (部会長) 応分負担の割合はどうか。報告書では明記したほうがいいのか。
- (委員)議論の中で応分の負担割合に関して数字の明確な理由付けは難しいと判断する ので、提言の中では考え方を示したらどうか。具体的には、制度設計する中で 部会での意見を反映させていただきたい。
- (委員) この件に関して皆さんの意見を伺いたい。事業費の3/4という決め方と提案 してきた NPO の活動規模に応じて上限額を設けるというやり方がある。3/4 または上限を提示するというのはいかがか。
- (委員)負担割合だと事業規模が大きい団体が提案しやすくなるし、限度額とすると小さい団体が提案しやすくなる。
- (委員) 両方を想定した場合、併記したほうがいいのでは。結果としてどういう NPO を想定しているのか。
- (部会長) 今の議論は3/4を基本にして更に負担を減らす状態を作っておくということか。逆もあるのか。
- (委員)例えば事業規模が小さい団体が提案をしたときに負担を減らす。
- (部会長)減らすというのがメインなのか。負担を増やすことは考えるのか。両方考えるのか。小さい団体は負担を減らし、大きい団体は負担を増やすということなのか。応分の負担率を設定すると公平性は保たれる。負担額が変動するのでは公平性が保たれないのでは。特例として位置づけすると審査が大変難しくなる。
- (委員) 積算の中味など審査は大変になる。
- (委員) NPO にとっては負担(人件費)の算出は大変である。面倒な手続きであれば、応募しない NPO もある。NPO は事務能力が不足している面がある。

- (委員)提案団体と担当課の意見交換の時に予算の中味もつめるのか。
- (委員)行政がテーマを提示する時に予算も提示するのか。
- (事務局)予算はテーマごとに出すのではなく、制度自体の負担限度額として、1事業あ たりいくらと提示する。
- (事務局)フロ一③の意見交換は、主として提案された内容について共働事業を行う上での意見交換を想定していたが、予算面でも意見を述べることはできると思う。
- (部会長)公正な審査ができるのかが一番心配。担当課との意見調整する時に応分の負担 の目安を提示しないと NPO 団体としてわからないのではないか。事業費の算出 は難しくなるのでは。目安を前提として審査できるのでは。
- (委員) NPO が提案する金額は何か。
- (事務局) NPO は事業費総額で提案する。
- (委員) イメージは重要。共働なので NPO 側も市職員の働きも想定しているのでは。市の負担と NPO の負担を切り分けるのは難しいのではないか。
- (部会長) NPO は、申請する時に自己負担分を想定して、市の負担額やほかの収入など全体の収支決算書は出さないと思う。
- (委員)これが市側・NPO側という形か。
- (部会長) それは必要ない。
- (事務局)支出のところに市側・NPO側というものは必要ない。
- (委員)トータルの中で割合がいくらということか。
- (事務局) 事業の企画書があり、収支・支出・事業計画書の提案になる。
- (委員) 市が行う広報や市職員の人件費などを積算して算定する必要はないのか。
- (事務局) そこは必要ない。
- (部会長) 共働なので、行政にお願いすることは事業費とは別。
- (委員) NPO側の事務職員の人件費は事業費なのか。
- (事務局) 事業に関するものであればと事業費と考える。
- (委員)事業を行った場合に収入がどの位見込めるのか。今後の NPO の発展にとってどの位拠出することにメリットがあるのか。それから総事業費規模を想定してみては。
- (委員)収益が見込める事業であればそうすべき。収益が見込める事業だけではないので、市との話し合いで金額を決めるしかないのでは。
- (部会長)目安が必要。目安がないと事業計画が立てにくい。同じテーマで複数団体が応募してきたら負担が違うと審査が難しくなるのでは。
- (委員)審査項目には負担はないのでは。
- (部会長) 共働の有効性に関連してくるのでは。事業効果とか。
- (委員)上限制でもいいのでは。例えば市の負担が3/4を超えない事とか。
- (委員) 市の負担とは物なのかお金なのか。

- (事務局) 役割分担上お金以外の仕事もするが、この制度では負担金額を出す。想定しているのは負担金事業。負担金のいいところは NPO が企業の協賛金を得ることが出来ればそれを NPO の負担金に出来る。事業収入も応分の負担の中に認める。具体的に企画し効率的になれば NPO の事業になるという可能性もある。負担金であればいいが、委託なら収入を認めることが出来ない。
- (委員) NPO 側にとっても事業規模で積算する時に目安は必要だと思う。割合で提示するのか下限・上限を設けるのか。
- (委員)目安は必要。率と額の併記という意見があるが、率だけだと行政の負担が増える。額だけだと行政の負担が減る。NPO側も収益性があれば積極的になるが、収益性がなければ消極的になるのでは。併記すると結果的に申請時に NPO が希望選択することが出来るのでは。
- (委員)率にすると大規模事業の促進になるだろう。ただ小規模なところからよいアイ デアを出してもらうには額が必要なのでは。
- (委員)申請時には率と額で出して、協議で最終決定をするというのではどうか。
- (委員)併記なら上限・下限を設定しない方が審査に配慮は働くことはないのでは。
- (委員) NPO の自立の為には自主的な財源を増やしていくことは重要。ある程度決めておいた方がいいのでは。
- (事務局)提案を出してみようと思う動機付けは大事である。
- (委員)他都市ではどうか。
- (事務局) 他都市では限度額が多いが、提案団体の総事業費の3/4以内と設定しているところがある。また、50/50だが、マッチングギフトの方式を採用し、事業に大勢の人を関わらせることをテーマにしているところがある。
- (委員) 応分の負担は必要だが、対等性をどうするのか。
- (委 員)団体の総事業費をもとに設定するのは NPO の判断を奪っているのでは。
- (委員)負担割合を排除せずに上限を設けて、いずれかを選択するというのはどうか。 共働を通じて小規模な NPO を育成すると意味合いもある。
- (部会長) 応分の負担がゼロということもあるのか。
- (委員) 少額の事業ならありうる。
- (委員) そうすると事業費は行政の負担だけになるのでは。
- (委員)審査はお金を中心にするが、行政が提供できるものも明記するのはどうか。
- (部会長) 税金を使うのに NPO 負担がゼロというのでいいのか。補助金でもなく、委託金でもないのに。事業によって得た収益はどうするのか。
- (委員)行政の負担金ゼロでノウハウだけを求める提案を認めるのか。
- (委員)事業のコンテンツが重要なのでは。
- (委員) 共働だと事業計画をみる上で総事業費の項目は必要なのでは。そうでないと審査できない。

- (部会長) 共働が想定される事業7項目(資料5頁)に関してはどうか。
- (委員)事業の実現性の中の企画力(資料5頁上)は分かりにくいのではないか。計画性の方がいいのではないか。(7)共働の成果は各事業の共働の評価とする。ではいいのではないか。共働の評価は当事者同士では難しいのではないか。
- (部会長)(9)はあまり具体的に書いてしまうより抽象的な方がよい。
- (委員)②のきめ細かく柔軟に対応するは市民ニーズを加えてはどうか。
- (委 員) ①~⑦に必ず該当する必要があるのか。番号はつけないでもいいのでは。
- (部会長) アドバイザーに関してはどうか。
- (委 員) 意見交換会はいつの段階で開くのか。
- (事務局) 意見交換会の必要性は感じているが、どの時期で開くのかはまだ考えていない。 予算要求に間に合う時期というのは有効ではないか。最低年に1回程度、行政 が説明する場を持つことは大事だと考える。
- (委員) 6頁(2)の2番目の「意見交換会は…」の文言は定期的に活用していくなど のもう少し踏み込んだ内容でもいいのではないか。
- (部会長) 意見交換会は今年度末に開くのがいいのか。
- (委員)早めに座談会みたいなものをしてみたらどうか。
- (部会長) アドバイザーについてはどうか。
- (委員)気になったのは、「チームでの対応」は役割の項ではなく、もっと前に表記してはどうか。アドバイザーは個別に対応すると審査には関われないという意見があったが、チームで対応すれば、審査に関与してもいいのではないか。アドバイザーの役割(8頁)については、説明会にアドバイザーとして同席するという文言は必要ないのでは。
- (委員) アドバイザーの役割(資料8頁)の2番目のアドバイザーの対象者(資料8頁)の②の後に米印として「定期的に勉強会を開催して共働やサポートのあり方等について協議し、チームでサポート体制をつくる。」と明記してはどうか。
- (委員)審査には関与しないというのは外していいのでは。
- (部会長)審査の公正性という面で審査には関与しないと前回の議論で出たが、該当する 審査に関わっている人は審査から外れるではどうか。
- (委員)共働提案制度をよく理解し、有効な話が出来る人というのは考えにくいような気がする。
- (委 員)関わった事業からだけ外れるのがいいのでは。
- (委員)制度設計の時にアドバイザーは必要なのかという議論は必ず出てくるのではないか。新しい制度としてアドバイザー制度は必要だと目的とかに強く報告して欲しい。
- (委員) 共働の1つとして考えられるアドバイザーの必要性、設置目的をもっと強く明記してほしい。

(部会長) 本文中に明記したほうがいいのでは。

- (委員) 市職員も担当するというのがいいことで、市も関与していくと示すのは必要。 日常的にできれば共働の環境整備としてもいい。
- (委員)アドバイザーとチームを組むことで市職員も人材育成ができる。
- (委員) 民間側も市の制度を共有して理解につながる。共働を進める核になると思う。
- (部会長)次回が最終です。事務局は今日の意見をふまえて骨子の修正版を委員に送付し、 委員は追加意見があれば提出する。
- 7. 今後の検討部会の日程について

第4回の日程を10月5日(金)の18時から開催することとした。

以 上